

キズキアイとっとり県民運動ロゴ・シンボルマーク使用規約

1 目的

この規約は、キズキアイとっとり県民運動ロゴ・シンボルマーク（以下「ロゴ・シンボルマーク」という。）を個人、企業又は団体等が使用する場合の諸条件を定める。

2 ロゴ・シンボルマークの使用目的

ロゴ・シンボルマークは、キズキアイとっとり県民運動（性別によるアンコンシャス・バイアスの解消に向けた県民運動）を推進し、鳥取県を誰もが働きやすく暮らしやすい地域とするため使用するものとする。

3 使用できる者

ロゴ・シンボルマークを使用できるのは、次の各号に掲げる者とする。

- (1) キズキアイとっとり県民共同宣言等に係る団体登録要綱（令和8年5月14日付第202600030451号鳥取県男女協働未来創造本部長通知）第3条及び第4条に掲げるキズキアイとっとり県民共同宣言賛同団体及びキズキアイとっとりアクションプラン団体
- (2) 報道機関（報道又は広報の目的で使用する場合に限り）
- (3) 前各号に掲げるもののほか、ロゴ・シンボルマークを使用することが適当であると県が事前に認めた者

4 使用の条件

3に掲げる者は、次の各号に掲げる条件をいずれも満たす場合にロゴ・シンボルマークを使用することができる。この場合において、県への使用申請は要しない。

- (1) デザインの一部使用や縦横比率の変更等、デザインを加工して使用するものでないこと。
- (2) 法令や公序良俗に反するものでないこと。
- (3) 特定の個人等の売名に使用するものでないこと。
- (4) 営利目的に使用するものでないこと。（ロゴ・シンボルマークを使用することが適当であると県が事前に認める場合はこの限りではない。）
- (5) 特定の政治、思想、宗教の活動に使用するものでないこと。
- (6) 第三者に賃貸、販売、譲渡する目的で使用するものでないこと。
- (7) 県のイメージや品位をおとしめるものでないこと。

5 使用に係る経費負担

ロゴ・シンボルマークの使用料は無料とする。ただし、使用に係る通信費その他の費用が生じる場合は、ロゴ・シンボルマークを使用しようとする者（以下「使用者」という。）負担とする。

6 損失補償等の責任

ロゴ・シンボルマークの使用は、使用者の責任で行うものとし、ロゴ・シンボルマークの使用により生じたあらゆる損害及び不利益について、県は一切責任を負わないものとする。

7 使用の中止

使用者が上記「4 使用の条件」に反する使用を行った場合その他ロゴ・シンボルマークを使用することが適当でないと県が認めた場合、県は当該使用者に対し使用の中止を求めるものとする。

8 その他

この使用規約は、県が必要と認める場合、予告なく変更できるものとし、使用者は変更後の使用規約を遵守しなければならない。

9 問合せ先

〒682-0816 鳥取県倉吉市駄経寺町212-5

鳥取県男女協働未来創造本部県民運動課

電話番号 (0858) 22-6698

電子メール kenmin-undou@pref.tottori.lg.jp

附則 この使用規約は、令和8年8月26日から施行する。

別紙

- ・キズキアイとっとり県民運動ロゴ・シンボルマーク（１）



- ・キズキアイとっとり県民運動ロゴ・シンボルマーク（２）



- ・キズキアイとっとり県民運動ロゴ・シンボルマーク（３）



- ・キズキアイとっとり県民運動ロゴ・シンボルマーク（１）モノクロ



- ・キズキアイとっとり県民運動ロゴ・シンボルマーク（２）モノクロ



- ・キズキアイとっとり県民運動ロゴ・シンボルマーク（３）モノクロ

